### 三十三 第68条の70~第68条の73(収用等の場合の課税の特例)関係

改	正	後	改	П	E	前
(関連事業に該当する場合)			(関連事業に該当	する場合)		
68 ₯ 70 (1) −2 ···································			68 Ø 70(1) −2 ·			
······ <u>全て</u> ·····				<u>すべて</u>		
(1)			(1)			
(2)			(2)			
(3)			(3)			
(4)			(4)			
(ii)			(注) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			
(対価補償金とその他の補償金と	との区分)		(対価補償金とそ	の他の補償金との区分	)	
68 Ø 70(2) —1 ······			68 Ø 70 (2) −1 ·			
(1)			(1)	····· <u>補てん</u> ·····		
(2)	··········· <u>補塡</u> ·····		(2)	····· <u>補てん</u> ·····	····· <u>補てん</u> ·····	
(3)			(3)	······ <u>補てん</u> ······		
(4)			(4)			

	改	正	後		改	正	前
(事業廃止	の場合の機械装置等の売去	却損の補償金)		(事業廃⊥	上の場合の機械装置等の売	却損の補償金)	
68 の 70(2)	<b>–</b> 7 ······			68 の 70 (2	) – 7 ·····		
	······ <u>全て</u> ·····				<u>すべて</u>		
(注) · · · · · ·				(注) · · · ·			
(借地権の	対価補償金の全部又は一部	部を土地所有者が取得し	た場合)	(借地権の	D対価補償金の全部又は一	-部を土地所有者が取得し	,た場合)
68 Ø 70(2)	<b>–</b> 27 ······			68 の 70 (2	) — 27 ······		
	······· <u>一旦</u> ······				<u>いったん</u>		
•••••							
(注) 1				∄ 1			
2				2			
3				3			
(代替資産	の先行取得期間)			(代替資產	産の先行取得期間)		
68 Ø 70(3)	<b>–</b> 7 ·····			68 の 70 (3	) – 7		
	措置法第 46 条から	第46条の3まで及び第	68条の30から第68		············ <u>措置法第 46 条、</u>	第46条の2第1項、第4	16条の3、第68条の
条の 32 ま	<u>で</u>			30、第6	88 条の 31 及び第 68 条の	<u>32</u> ······	
(内水面漁	業補償金で有価証券を取得	得した場合)		(内水面)	魚業補償金で有価証券を取	(得した場合)	
68 Ø 70(3)	<b>–</b> 16 ·····			68 の 70 (3	) — 16		
	······· <u>括弧書</u> ······	····· <u>括弧書</u> ·····	… <u>括弧書</u>		······· <u>かっこ書</u> ······	······ <u>かっこ書</u> ······	·········· <u>かっこ書</u> ······
(圧縮記帳	をした資産についての特別	引償却等の不適用)		(圧縮記帧	長をした資産についての特	別償却等の不適用)	

改	正	後	改	正	前		
68 Ø 70(3) —17 ·······			68 Ø 70 (3) —17 ·······				
 	≒第 68 条の 30 から第 68 条の 32	2 まで	 	;68 条の 30、第 68 条の 31	第1項及び第68条の32		
(代行買収の要件)			(代行買収の要件)				
68 ₱ 70 (4) −2 ········			68 ₯ 70 (4) −2 ···········				
<u>全て</u>			<u>すべて</u>				
(1)			(1)				
(2)			(2)				
(3)			(3)				
(4)			(4)				
(事業施行者以外の者か	(支払う漁業補償等)		(事業施行者以外の者が支	払う漁業補償等)			
68 Ø 70 (4) −3 ········			68 Ø 70 (4) —3 ···········				
<u>全て</u>			<u>すべて</u>				
(1)			(1)				
(2)			(2)				
(補償金の支払請求があ	うった土地の上にある建物等の詞	<b>襄渡期間</b> )	(補償金の支払請求があっ	た土地の上にある建物等	の譲渡期間)		
68 の 73ー7 ··············			68 Ø 73-7 ·····				
	<u> </u>		······· <u>かっこ</u> 書	<u></u>			
(仲裁判断等があった場	合の証明書類)		(仲裁判断等があった場合	の証明書類)			
68 の 73-18 ············			68 Φ 73—18 ···············				
	<u>+</u>		かっこ書				

改	正	後	改正前
(1)			(1)
(2)			(2)
(3)			(3)
(4)			(4)

## 三十四 第68条の74(特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除))関係

改	正	後	改正前					
(代行買収の要件)			(代行買収の要件)					
68 Ø 74-3 ······			68 Ø 74-3 ·····					
<u>全て</u>			<u>すべて</u>					
(1)			(1)					
(2)			(2)					
(3)			(3)					

### 三十五 第68条の75(特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除)関係

改	正	後	改正前
(代行買収の要件)			(代行買収の要件)
68 Ø 75-2 ······			68 の 75—2 ····································
<u>全て</u>			<u>すべて</u>
(1)			(1)
(2)			(2)
(3)			(3)

改	正	後	改	正	前
(2以上の措置法第 65 条のい)	4第1項第3号該当土地	也等の譲渡がある場合の取扱	(2以上の措置法第 65 条のい)	) 4 第 1 項第 3 号該当土	地等の譲渡がある場合の取扱
68 の 75-10 ·················· <u>全て</u> ········			68 の 75-10 ······ <u>すべて</u> ·····		
(達) ·······			键		

## 三十六 第68条の76の2 (特定の長期所有土地等の連結所得の特別控除) 関係

改	正	後	改	正	前		
(土地等の取得の時期)			(土地等の取得の時期)				
68 Ø 76 Ø 2(1) —1 ···········			68 Ø 76 Ø 2(1) -1 ·········				
∄ 1			<b>淨 1</b> ······				
<u>全て</u>			<u>サベて</u>				
(1)			(1)				
(2)			(2)				
2			2				

## 三十七 第68条の78~第68条の80(特定の資産の買換えの場合等の課税の特例))関係

改	正	後	改	正	前		
(事務所等の建物及びその附属設備の範囲)			(事務所等の建物及びその附属設備の範囲)				
68 Ø 78(1) —17 ······	68 Ø 78(1) -17 ······			68 Ø 78 (1) — 17 ·······			
営業所、倉庫			営業所 <u>、</u> 店	<u>舗</u> 、倉庫			

改	正	後	改	正	前			
(所有期間が 10 年を超える: 68 の 78(1) -22 ··································			(所有期間が 10 年を超える土地等についての買換えの適用) 68 の 78 (1) -22					
68 の 78 (1) <b>-24</b> <u>削 除</u>			資産に係る措置法第 65 ばい煙発生施設、騒音発	68条の78第1項の表の第 条の7第1項の表の第2号 生施設又は特定施設、指定	3) 第2号から第4号までの譲渡 から第4号までに規定する 医地域特定施設、湖沼特定施 はるものには、これらの施設			
68 の 78 (1) <b>-26</b> <u>削 除</u>			舎等の施設を譲渡した場         (建築面積等の意義)         68の78(1)-26 措置法第         法第65条の7第1項の表	合のその譲渡した施設も含 68条の78第1項の表の第 長の第11号の上欄に規定す	近工場に勤務する従業員の宿 にまれるものとする。 11号の譲渡資産に係る措置 一る建築面積及び措置法令第 5準法施行令第2条第1項第			
68 の 78 (1) -27 <u>削 除</u>			2号に規定する建築面積 (床面積の5分の3以上に かの判定) 68の78(1)-27 措置法第	及び同項第3号に規定する 相当する部分が専ら住居の 68条の78第1項の表の第	<ul><li>京东面積によるものとする。</li><li>の用途に供されているかどう</li><li>11号の譲渡資産に係る措置</li><li>この床面積の5分の3以上に</li></ul>			

改	正	後	改	正	前
				当する部分が専ら住居の月	どうかは、当該共同住宅の床 用途に供される構造になって
68の78(1) —28 <u>削 除</u>			の7第1項の表の第11号 ある土地の上に建築面積 置法令第39条の7第8項	68 条の 78 第 1 項の表の第 5 の買換えは、市街化区域で が 150 平方メートル以上で 頃に規定する共同住宅にあ	第11号に係る措置法第65条 又は既成市街地等の地域内にで、かつ、地上階数が4(措 っては、3)以上の建物(以
			譲渡し、その土地の上に 用に供されている土地の 譲渡した土地と異なる土 物は措置法第68条の78第 留意する。	建築された特定建物の一部 共有持分を取得するような 地にある特定建物を取得し 第1項の表の第11号の買担 市街地等の地域内に土地を	定建築するためにその土地を 部及び当該特定建物の敷地の は場合をいう。したがって、 しても、その取得した特定建 強資産には該当しないことに を有する連結法人が、当該土 変土地の上に共同して特定建
(交換による譲渡又は取得に	・伴い篠海ワけ取得される	5.甲掛)		ける当該土地の一部の譲 <u>液</u> 当たる <u>。</u>	度と当該特定建物の一部の取
(交換による譲渡又は取得に 68 の 78(1) - 29 <u>措置法第 6</u>			(交換による譲渡又は取得) 68の78(1)-29 <u>措置法第</u>		
(注)			∰		
(「土地等の譲渡に伴い譲渡	をされる果樹」等の意義	<b>(</b> )	(「土地等の譲渡に伴い譲	渡をされる果樹」等の意義	隻)

改	ζ	正	後	改		正	前
68 Ø 78(1) —30	措置法第 68 条の 78	第1項の表の第7号	<u> </u>	68 Ø 78(1) —30	措置法第 68 条の 78	3第1項の表の第14号	の上欄
(船舶の範囲) 68の78(1)-31 <u>る</u> 船舶········		第1項の表の第10号	号の上欄の譲渡資産であ	(船舶の範囲) 68 の 78 (1) —31 	措置法第 68 条の 78	3第1項の表の第19号(	<u> </u>
(日本船舶の意	義)			(日本船舶の意	義)		
		第1項の表の第10号	<b>号の下欄の買換資産であ</b>	68 か 78 (1) −32	措置法第68条の78	3第1項の表の第19号	の下欄に規定する船舶
<u>る</u> 船舶							
(長期先行取得)	が認められるやむを得	<b>非ない事情</b> )		(長期先行取得)	が認められるやむを行	得ない事情)	
68 Ø 78(1) -37				68 か 78 (1) −37			
	… <u>措置法令第 39 条の</u>	106 第 5 項に定める	「その他これに準ずる事		·· <u>措置法令第 39 条</u> の	) 106 第 12 項に定める	「その他これに準ずる
情」には				事情がある場合	<u>合</u> 」には		
(1)				(1)			
(2)				(2)			
(3)				(3)			
(買換取得資産	等の取得の日)			(買換取得資産	等の取得の日)		
68 の 78(1) —38	措置法第 68 条の 78	第1項の表の第1号	号又は第 9 号の上欄	68 Ø 78 (1) -38	措置法第 68 条の 78	3第1項の表の第1号ス	スは第 17 号の上欄·····
	置法令第 39 条の 106 j			······ <u>措</u>	置法令第 39 条の 106	第 28 項各号	
(借地権者が土地	地を取得した場合等 <i>の</i>	)土地等の取得の時期	月)	(借地権者が土地	地を取得した場合等(	の土地等の取得の時期)	)
68 か 78 (1) −39	措置法第 68 条の 78	第1項の表の第1号	号又は第 <u>9号</u>	68 𝔊 78 (1) −39	措置法第68条の78	3第1項の表の第1号ス	<u> </u>

	改	正	後		改	正	前		
(1)				(1)					
(2)				(2)					
(市街地再開	発事業の施行に伴う権	産利変換等により]	取得した建物等の取得の時期	(市往	が再開発事業の施行	に伴う権利変換等により	取得した建物等の取得の時期		
等)				等)					
68 Ø 78(1) —	10			68 の T	78 (1) —40				
	措置法第 68 条の	78 第 1 項の表の	第1号又は第9号		······ <u>措置法第</u>	68条の78第1項の表の	第1号又は第17号		
(1)				(1)					
•••••	同項の表の第1	L 号又は第9号 <sub>の</sub>	上欄		同項の	表の第1号又は第17号	の上欄		
(2)				(2)					
(借地権を消	威させた後土地の譲渡	度をした場合等の詞	譲渡対価の区分)	(借地	b権を消滅させた後土:	地の譲渡をした場合等 <i>の</i>	譲渡対価の区分)		
68 Ø 78(1) —	<b>1</b> 1 ······			68 の T	78 (1) —41				
	措置法第 68 条の	78 第 1 項の表の	第1号又は第9号の上欄		······ <u>措置法第</u>	68条の78第1項の表の	第1号又は第17号の上欄		
(差益割合の	計算)			(差益	注割合の計算)				
68 o 78 (3) —				68 の T	78 (3) —1				
(1)				(1)					
(2)				(2)					
(3)				(3)					
(注) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				(注)					
	······· <u>措置法令第 39</u> 9	条の106第24項…	······ <u>同条第 19 項</u> ···		······ <u>措置法</u>	令第39条の106第31項	······ <u>同条第 26 項</u> ···		

	改	正	後		改	正	前
(損金算	(損金算入の特例を適用した場合の特定資産の譲渡からの除外)				損金算入の特例を適用	した場合の特定資産の	の譲渡からの除外)
68 Ø 78 (	3) -2			68 (	ත 78 (3) −2 ··········		
	······ <u>措置法第 68 条の</u>	78 第1項の表の第1	号から第9号まで		·····	第68条の78第1項の	D表の第1号から第17号まで
(建物、	構築物等の建設等が遅れる	場合の土地等の圧縮	額の益金算入)	(至	建物、構築物等の建設	等が遅れる場合の土地	地等の圧縮額の益金算入)
68 の 78 (	3) -10			68 (	<i>ത</i> 78 (3) −10 ········		
	括弧書	······括弧書·······			····· <u>かっこ</u>	<u>書か</u>	っこ書
(注) …				(i	(注) ····································		
(圧縮記	帳をした資産についての特	特別償却等の不適用)		(J	圧縮記帳をした資産に	ついての特別償却等の	の不適用)
68 の 78 (	3) —11			68 (	<i>ത</i> 78 (3) −11 ·······		
	······ <u>措置法第 68 条の</u>	30 から第 68 条の 32	まで		······	第 68 条の 30、第 68 彡	条の 31 第1項及び第 68 条の 32
(事業の	用に供しなかった買換資産	(に係る特別償却等)		( 특	事業の用に供しなかっ	た買換資産に係る特別	別償却等)
68 Ø 78 (	3) — 12			68 (	ഗ 78 (3) −12 ·······		
		10 から第 68 条の 15	まで、第 68 条の 16、第		措置法	第 68 条の 10 から第	<u>68条の14まで</u> 、第68条の16、第
68条の	) 17、 <u>第 68 条の 20、第 68</u>	条の 21、第 68 条の 2	24 から第 68 条の 27 まで	6	68 条の 17、 <u>第 68 条の</u>	19 から第 68 条の 21	まで、第68条の24、第68条の26、
<u>及び</u> 第	68 条の 29 から第 68 条の	36 まで (措置法第 6	88 条の 30 から第 68 条の	<u>5</u>	第 68 条の 27、第 68 第	ミの 29 から第 68 条の	つ 36 まで( <u>措置法第 68 条の 30、第</u>
<u>32 まて</u>	<u>『</u> を除く。) ·····			6	88 条の 31 第 1 項及び	第 <u>68 条の 32</u> を除く。	) 及び第 68 条の 34 から第 68 条の
				3	<u>36 まで</u>		
(1)				(-	1)		

改	正	後	改	正	前
(2)			(2)		
			遊 1		
<u>一旦</u>			<u>\\</u> \\o_t	<u>たん</u>	
2 ····· <u>サ</u> -	-ビス付き高齢者向け賃貸	<u>食住宅</u> (以下「 <u>サービス付き</u>	2高幽	命者向け優良賃貸住宅(	以下「高齢者向け優良賃貸住
高齢者向け賃貸住宅」	という。)	···· <u>一旦</u> ····· <u>サー</u>	<u>宅</u> 」という。)	<u>いったん</u>	高齢者向け優良賃
ビス付き高齢者向け賃	<u>賃貸住宅</u> <u>サ</u>	ービス付き高齢者向け賃貸	貸住宅	…高齢者向け優良賃貸住	<u>宅高齢者向け</u>
<u>住宅</u> ······ <u>サ</u>	トービス付き高齢者向け賃	<u> 貸住宅                                   </u>	優良賃貸住宅	当該高齢者向け	優良賃貸住宅
サービス付き高齢者向	<u> </u>				
	,				
(特別償却等を実施した先行	<b>亍取得資産についての圧</b> 縮	記帳の不適用)	(特別償却等を実施した先行	<b>亍取得資産についての圧</b>	縮記帳の不適用)
68 の 78 (3) −13 ··············			68 Ø 78 (3) —13 ······		
	38 条の 10 から第 68 条の	15 まで、第 68 条の 16、第		68 条の 10 から第 68 条	の14まで、第68条の16、第
68 条の 17、 <u>第 68 条の 20、</u>	、第 68 条の 21、第 68 条	の 24 から第 68 条の 27 まで	68条の17、 <u>第68条の19</u>	から第 68 条の 21 まで、	第 68 条の 24、第 68 条の 26、
			第 68 条の 27		
(取得指定期間の認定)			(取得指定期間の認定)		
68 Ø 78(4) -1 ······	······· <u>括弧書</u> ······	···· <u>括弧書</u> ······ <u>措</u>	68 𝒪 78 (4) −1 ·············	······ <u>かっこ書</u> ·····	·········· <u>かっこ書</u> ······
置法令第 39 条の 106 第 5	<u>項</u> ······		…措置法令第 39 条の 106	第 12 項	
(取得指定期間の認定を行う	う場合のやむを得ない事情	事)	(取得指定期間の認定を行う	う場合のやむを得ない事	情)
68 Ø 78 (4) -2 ······	····· <u>括弧書</u> ·····	…措置法令第 39 条の 106 第	68 Ø 78 (4) -2 ··············	······ <u>かっこ書</u> ·····	措置法令第 39 条の 106
<u>5項</u> に定める「その他これ	ιに準ずる事情」には		<u>第12項</u> に定める「その他	これに準ずる事情 <u>がある</u>	<u>る場合</u> 」には
(1)			(1)		

改	正	後	改	正	前
(2)			(2)		
(3)			(3)		
(取得指定期間の再延長	.)		(取得指定期間の再延長)		
68 の 78 (4) −3 ········	········ <u>括弧書</u> ·····	…措置法令第 39 条の 106 第	68 Ø 78 (4) -3 ·······	<u>かっこ書</u>	措置法令第 39 条の 106
<u>5項</u> ······			<u>第 12 項</u> ······		
(取得指定期間の延長を	した場合の特別勘定)		(取得指定期間の延長をし	た場合の特別勘定)	
68 𝔊 78 (4) −4 ········			68 Ø 78 (4) —4 ······		
	<u>····································</u>		<u>かっこ</u> 書	かっこ書	<u> </u>
(取得をする見込みであ	る資産に係る書類)		(取得をする見込みである	資産に係る書類)	
68の78(4)-8 措置法共	規則第 22 条の 69 第 10 項		68の78(4)-8 措置法規則	第 22 条の 69 第 12 項…	
付表			付表		
特定の	の資産の譲渡に伴う特別勘定	を設けた	特定の資	<b>隆産の譲渡に伴う特別勘</b> 況	定を設けた
場合の	の取得予定資産の明細書の記	載の仕方	場合の耶	双得予定資産の明細書の	記載の仕方
1			1		
2			2		
3			3		
4			4		
5			5		
6			6		
7			7		
(1) 措置法第 68 条の	78 第 1 項の表の第 10 号の下	欄	(1) 措置法第68条の78	第1項の表の第 19 号の	下欄

改	正	後	改	正	前
(2)			(2)		
(3)			(3)		
(4)			(4)		
8			8		
(法第50条との選択適用)			(法第50条との選択適用)		
68 Ø 78 (5) -1 ······			68 の 78 (5) −1 ···································		
推置法令第	39条の106第40項		推置法令第	第 39 条の 106 第 47 項…	
(買換えの証明書の添付)			(買換えの証明書の添付)		
68 𝒪 78 (5) −3 ···································			68 𝒪 78 (5) −3 ···································		
措置法規則	第 22 条の 69 第 3 項から	<u> う第5項まで</u>	推置法規則	則第 22 条の 69 第 4 項、	第6項及び第7項

# 三十八 第68条の85の2(特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例)関係

改	正	後	改	正	前
<u>第 68 条の 85 の 2</u> 《特定普通 例》関係	<b>値財産とその隣接する土</b> 均	也等の交換の場合の課税の特	<u>第 68 条の 85 の 3</u> 《特定 例》関	普通財産とその隣接する土地 係	等の交換の場合の課税の特
(遊休資産の交換) 68 の 85 の 2-1 措置法第 6		<u>は第4項</u>		第 68 条の 85 の 3 第 1 項又は 85 の 3 ······	第4項

改	正	後	改	正	前			
(交換の対象とな	る隣接する土地の範囲)		(交換の対象となる	(交換の対象となる隣接する土地の範囲)				
<u>68 の 85 の 2−2</u>	措置法第 68 条の 85 の 2 第 1 項		68 の 85 の 3-2 指	昔置法第 68 条の 85 の 3 第 1 項…				
(特定普通財産の	上に存する権利)		(特定普通財産の上	-に存する権利)				
<u>68 の 85 の 2−3</u>	措置法第 68 条の 85 の 2 第 1 項		68 の 85 の 3-3 排	昔置法第 68 条の 85 の 3 第 1 項…				
(交換に伴い特定	普通財産とともに金銭以外の資産を	取得した場合)	(交換に伴い特定管	<b>ទ通財産とともに金銭以外の資産</b>	を取得した場合)			
68 の 85 の 2−4	措置法第 68 条の 85 の 2 第 1 項		68 の 85 の 3-4 排	昔置法第 68 条の 85 の 3 第 1 項…				
(一の所有隣接土	地等を交換により譲渡した場合)		(一の所有隣接土地	也等を交換により譲渡した場合)				
<u>68 の 85 の 2−5</u>	措置法第 68 条の 85 の 2 第 1 項		68 の 85 の 3-5 排	昔置法第 68 条の 85 の 3 第 1 項…				
(2以上の交換取	得資産を取得した場合における圧縮	限度額の計算)	(2以上の交換取得	<b>計資産を取得した場合における圧</b>	縮限度額の計算)			
<u>68 の 85 の 2−6</u>		の2第1項	68 Ø 85 Ø 3−6 ···		35の3第1項			
(交換譲渡資産の	交換に要した経費)		(交換譲渡資産の交	Σ換に要した経費)				
68 の 85 の 2−7	措置法第 68 条の 85	の2第2項第3号	··· <u>68 の 85 の 3-7</u> ··		85の3第2項第3号			
(2以上の資産の	交換をした場合の経費の額の計算)		(2以上の資産の交	<b>ξ換をした場合の経費の額の計算</b>	·)			
<u>68 の 85 の 2−8</u>	措置法第 68 条の 85 の 2 第 2 項第 3	<u>号</u>	68 の 85 の 3-8 排	昔置法第 68 条の 85 の3第2項第	<u>3号</u> ······			
(交換に要する経	費の支出が遅れる場合の圧縮記帳の	計算の調整)	(交換に要する経費	<b>を</b> の支出が遅れる場合の圧縮記帳	の計算の調整)			
<u>68 の 85 の 2−9</u>			<u>68 の 85 の 3−9</u> ···					
	措置法第 68 条の 85 の 2 ······			昔置法第 68 条の 85 の 3				

改	正	後	改	正	前
(ii) ·····			(選)		
(譲渡対価の額等の計算に誤	りがあった場合の損金質	算入額)	(譲渡対価の額等の計算に誤	りがあった場合の損金	<b>算入額</b> )
68 の 85 の 2-10 措置法第	68 条の 85 の 2 第 1 項ご	又は第4項······ <u>68</u>	68 の 85 の 3-10 措置法第	68条の85の3第1項	<u>又は第4項</u> ····· <u>68</u>
<u>∅ 85 ∅ 2 −10</u> ······			<u>∅ 85 ∅ 3 −10</u> ······		

## 三十九 第68条の85の3(平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例)関係

改	正	後	改	正	前
第 68 条の 85 の 3 《平成 21 3	ー 年及び平成 22 年に土地管	等の先行取得をした場合の課	第 68 条の 85 の 4	《平成 21 年及び平成 22 年に	土地等の先行取得をした場合の課
税の特例》	関係		7	税の特例》関係	
(土地等の取得の時期)			(土地等の取得の日	時期)	
<u>68 の 85 の 3(1) -1</u> 措置法領	<u>第 68 条の 85 の 3</u> ·······		<u>68 の 85 の 4(1) —</u>	1 措置法第 68 条の 85 の 4…	
(进 1			(注) 1		
······ <u>全て</u> ···				<u>すべて</u>	
(1)			(1)		
(2)			(2)		
2			2		
(土地等の引渡しの日に関し	,特約がある場合)		(土地等の引渡し	の日に関し特約がある場合)	
<u>68 の 85 の 3(1) −2</u> <u>68 の 85</u>	<u>5 Ø 3 (1)− 1</u> ······		<u>68 の 85 の 4(1) ー</u> 2	<u>2</u> 68 Ø 85 Ø 4 (1)−1 ·······	
(借地権者が土地を取得した	:場合等の土地等の取得の	の時期)	(借地権者が土地	を取得した場合等の土地等の	取得の時期)

改	正	後	改	正	前
68 の 85 の 3(1) -3 措置法	第 68 条の 85 の <u>3</u> ············		68 の 85 の 4(1) -3 排	告置法第 68 条の 85 の 4 ········	
(1)			(1)		
(2)			(2)		
(公有水面の埋立てをした場	場合の土地の取得の時期)		(公有水面の埋立てを	した場合の土地の取得の時期)	
<u>68 Ø 85 Ø 3(1) −4</u> ·······			68 Ø 85 Ø 4(1) −4 ···		
(土地の上に存する権利)			(土地の上に存する権	利)	
68 の 85 の 3(1) -5 措置法	第 68 条の 85 の 3 第 1 項…		<u>68 の 85 の 4(1) -5</u> 指	昔置法第 68 条の 85 の 4 第 1 項··	
(固定資産として使用してい	いた土地の分譲)		(固定資産として使用	していた土地の分譲)	
<u>68 の 85 の 3 (1) −6</u> ········			<u>68 の 85 の 4(1) −6</u> ···		
(贈与による取得があったも	ものとされる場合の適用除外	)	(贈与による取得があ	ったものとされる場合の適用除	外)
<u>68 の 85 の 3(1) -7</u> 措置法	第 68 条の 85 の 3 第 14 項第	<u>1号</u> ·······	<u>68 の 85 の 4(1) -7</u> 排	普置法第 68 条の 85 の 4 第 14 項	第1号······
(1)			(1)		
(2)			(2)		
(収用等をされた土地等につ	ついての適用除外)		(収用等をされた土地	等についての適用除外)	
<u>68 の 85 の 3 (1) −8</u> ········			<u>68 の 85 の 4(1) −8</u> ···		
措置法第 (	68 条の 85 の <u>3</u> ·······			法第 68 条の 85 の 4 ··············	
(法第 50 条との選択適用)			(法第 50 条との選択通	<b>適用</b> )	
<u>68 Ø 85 Ø 3(1) −9</u> ·······			<u>68 の 85 の 4(1) −9</u> ···		
 	58 条の 85 の 3 第 14 項第 2 号	<del>-</del>	措置	法第 68 条の 85 の 4 第 14 項第 2	号二

改	正	後	改	正	前
(借地権の返還により支払る	を受けた借地権の対価に対す	する特例の適用)	(借地権の返還により支払	を受けた借地権の対価に	こ対する特例の適用)
<u>68 Ø 85 Ø 3 (2) −1</u> ········			<u>68 Ø 85 Ø 4(2) −1</u> ······		
措置法第 (	88条の85の3第1項		推置法第	68条の85の4第1項・	
(他の土地等に譲渡損失があ	ある場合の譲渡利益金額の1	合計額)	(他の土地等に譲渡損失が	ある場合の譲渡利益金額	頃の合計額)
68 の 85 の 3(2) -2 措置法	第 68 条の 85 の 3 第 1 項…		68 の 85 の 4(2) -2 措置法	<u> </u>	<u>項</u> ······
(圧縮限度額の計算の基礎と	となる割合)		(圧縮限度額の計算の基礎	となる割合)	
68 の 85 の 3(2) -3 措置法	第 68 条の 85 の 3 第 1 項…		68 の 85 の 4(2) -3 措置法	去第 68 条の 85 の 4 第 1	<u>項</u> ······
(選)			(注)		
(土地等の譲渡について圧線	宿記帳の適用を受ける場合の	の延払基準の不適用)	(土地等の譲渡について圧	縮記帳の適用を受ける場	場合の延払基準の不適用)
<u>68 Ø 85 Ø 3 (2) −4</u> ·······			<u>68 Ø 85 Ø 4(2) −4</u> ······		
	88条の85の3第1項			68条の85の4第1項…	
2 per 1-4 per 1-7 per 1-4 per			11 E E E		

## 四十 第68条の89(連結法人の国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例)関係

改	正	後		改	正	前
(負債の利子の範囲)			(負債	の利子の範囲)		
68 Ø 89-5 ·····			68 Ø 8	9—5		
(1)			(1)			
(2)			(2)			
(3)給付补	浦塡備金繰入額 (給付補生	真備金繰入額	(3)	給付	補てん備金繰入額 (給付剤	補てん備金繰入額

改	正	後	改	正	前

#### 四十一 第68条の90~第68条の93(連結法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例)関係

		(**   4 / 2 / 1   1 / 2   2 / 3 / 3 / 3 / 3 / 3 / 3 / 3 / 3 / 3 /		•	
改	正	後	改	正	前
(非課税所得の範囲)			(非課税所得の範囲)		
68 Ø 90−5 ······			68 の 90-5 ······		
			(1) 課税標準に含まれない	いこととされる剰余金の	配当、利益の配当又は剰余金
			の分配の額 (同号イ(1))	及び(2)に規定する配当等	の額を除く。)_
<u>(1)</u> ·····			<u>(2)</u> ·····		
<u>(2)</u> ·····			<u>(3)</u> ·····		
(注)			(選) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
(法人税法等の規定の例に準	じて計算する場合の取	及い)	(法人税法等の規定の例に	隼じて計算する場合の取	扱い)
68 σ 90-10 ······			68 の 90-10 ···································		
(1)			(1)		
(2)			(2)		
(3)			(3)		
····· <u>一旦</u> ·····			<u>いった</u> /	<u>√</u>	
(注) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			(ii) · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
······ <u>一</u> 旦	······		<u>V ) &gt;</u>	<u>ったん</u>	
(大法人により発行済株式等	の全部を保有される場合	合の適用対象金額の計算)	(大法人により発行済株式等	等の全部を保有される場	合の適用対象金額の計算)
68 Ø 90−10 Ø 2 ············			68 Ø 90-10 Ø 2 ··········		

改	正	後	改	正	前
法第 66 纟		······ <u>括弧書</u> ······	······································	去第 66 条第 6 項第 2 号	
特定外国子会社等が、法	第2条第12号の7の6に	規定する完全支配関係のあ			
る複数の大法人に発行済	株式等の全部を直接又は阝	間接に保有されている場合			
も、同様である。					
递 1			∄ 1 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
2			2		
(個別課税対象金額等の円割	<b>奐</b> 算)		(個別課税対象金額	領等の円換算)	
68 の 90-14 ······			68 Ø 90−14 ······		
	額として政令で定める金額			…収入金額	
(注)			(进)		
<u>全て</u>				·· <u>すべて</u> ·····	
(株式等の保有を主たる事業	<b>業とする統括会社の適用除</b>	外判定)	(株式等の保有を	<b>主たる事業とする統括会</b>	:社の適用除外判定)
68 Ø 90-16 Ø 3 ···········		117 第 4 項	68 の 90−16 の 3		令第 39 条の 117 第 3 項
その主たる事業 <u>()</u> を	を行う		その主たる事業を	を行う	
(被統括会社の事業を行うに	こ必要と認められる者)		(被統括会社の事業	業を行うに必要と認めら	れる者)
68の90-17の2 措置法令	第 39 条の 117 第 2 項		68 の 90−17 の 2	措置法令第 39 条の 117	<u>第1項</u> ······
(専ら統括業務に従事する者	<b>旨</b> )		(専ら統括業務に征	従事する者)	
68の90-17の3 措置法令	第 39 条の 117 第 4 項第 2	<u>号·······同条第1</u>	68 の 90-17 の 3	措置法令第 39 条の 117	第3項第2号 同条第4
<u>項</u>			<u>項</u> ······		

改	正	後	改	正	前
(被統括会社の事業の方針の	の決定又は調整に係るもの	の意義)	(被統括会社の事業の	方針の決定又は調整に係るもの	のの意義)
68の90-17の4 措置法令	第 39 条の 117 第 1 項		68の90-17の4 措置	置法令第 39 条の 117 第 4 項…	
(注)			(注)		
(部分適用対象金額)			(部分適用対象金額)		
68 Ø 90-18 Ø 2 ··········			68 Ø 90-18 Ø 2 ····		
当該債券の	の譲渡に係る対価の額の合	計額が当該債券の <u>譲渡に係</u>	当該	債券の譲渡 <u>による</u> 対価の額の行	合計額が当該債券の <u>取得価額</u>
る原価の額の合計額					
(剰余金の配当等の額の支持	払に係る効力が生ずる日)		(新 設)		
68の90-18の3 措置法第	5 68 条の 90 第 4 項第 1 号に	規定する「剰余金の配当等			
の額の支払に係る効力が会	生ずる日」とは、連結納税	基本通達 2 - 1 - 30 の(1)に			
定める日をいい、措置法令	う第 39 条の 117 の 2 第 2 項	本文に規定する「剰余金の			
配当等の額の支払に係るを	効力が生ずる日の前日」と	は、同通達の(4)のイ、口及			
びニからトまでに定める	日の前日をいい、同項括弧	書に規定する「剰余金の配			
当等の額の支払に係る効力	力が生ずる日」とは、同通	達の(4)のハに定める日をい			
うことに留意する。					
ただし、特定外国子会社	<b>社等に対して剰余金の配当</b>	等を支払う法人の本店又は			
主たる事務所の所在する	国又は地域の剰余金の配当	等に関する法令にその確定			
の時期につきこれらと異れ	なる定めがある場合には、	当該法令に定めるところに			
より当該剰余金の配当等の	の額が確定したとされる日	となる。			
_(特定所得の金額に係る源気	泉税等)		(新 設)		
68の90-18の4 措置法第	5 68 条の 90 第 4 項各号に規	見定する「直接要した費用の			

改	正	後	改		正	前
額」には、同項に規定する	る特定所得の金額に係る源泉	R税等(令第 141 条第 2 項				
第3号に掲げる税及びこれ	ιに附帯して課される法第2	2条第 41 号に規定する附				
帯税に相当する税その他当	当該附帯税に相当する税に数	頁する税をいう。) の額が				
含まれることに留意する。	_					
(自ら行った研究開発の意義	<del>É</del> )		(自ら行った研究	(開発の意義)		
68の90-18の5 措置法令	第 39 条の 117 の 2 第 14 項	第 1 号······	<u>68 の 90−18 の 3</u>	措置法令第3	39条の117の2第6	項第1号
(適用除外の特定外国子会社	±等であることの証明)		(適用除外の特定	!外国子会社等	であることの証明)	
68 の 90-19 措置法令第 39	9条の117の2第21項	規則別表十七	68 の 90-19 措施	置法令第 39 条	の117の2第8項…	規則別表十七
(三) の「7」欄から <u>「1</u>	6 <u>」</u> 欄まで		(三) の「7」	欄から <u>「15」</u>	欄まで	
(部分適用対象金額に係る通	適用除外に該当することの記	正明)	(部分適用対象金	:額に係る適用	除外に該当すること	の証明)
68の90-19の2 措置法令領	第 39 条の 117 の 2 第 21 項・	規則別表十	68 Ø 90-19 Ø 2	措置法令第3	39条の117の2第8	項規則別表十
七(三の二)の <u>「14」欄</u> か	いら「18」欄まで		七(三の二)の	「12」欄から	「16」欄まで	
(統括会社に該当することの	D証明)		(統括会社に該当	iすることの証	明)	
68の90-19の3 措置法令	第 39 条の 117 の 2 第 22 項	······同条第 <u>21</u>	68 Ø 90-19 Ø 3	措置法令第3	39条の117の2第9	項同条第8項
<u>項</u> <u>前条第1</u>	<u>l 項</u> ······ <u>措置法</u> 令	39条の117第1項		· <u>前条第4項</u> …		令第39条の117第4項
規則別表十七(	三)の「7」欄から <u>「16」</u> 欄	まで	規則別	表十七(三)の	「7」欄から <u>「15」</u>	欄まで
(統括業務の基となる契約に			(統括業務の基と			
68の90-19の4 措置法令	第 39 条の 117 の 2 第 22 項	······同条第 <u>21</u>	68 Ø 90-19 Ø 4	措置法令第3	39条の117の2第9	項同条第8項
<u>項</u> <u>措置法</u> 令	う第 39 条の 117 第 1 項·····			· <u>措置法令第 39</u>	9条の117第4項…	

### 四十二 第68条の101(農業生産法人の肉用牛の売却に係る連結所得の課税の特例)関係

改	正	後	改	正	前
(免税対象飼育牛の売却利益	- - - - - - - - - - - - - - - - - - -		(免税対象飼育牛の売却利益	益の額の計算)	
68 Ø 101-1 ·····			68 Ø 101-1 ·····		
······ <u>1,500 頭</u> ··	······ <u>1,500 頭</u> ···		······ <u>2, 000 頭</u> ··	······ <u>2, 000 頭</u> ·	

### 四十三 第68条の105の2(連結法人の組合事業等による損失がある場合の課税の特例)関係

改	正	後	改	正	前
(明らかに欠損とならないと	見込まれるときの判定	)	(明らかに欠損とならないと	: 見込まれるときの判定	')
68の105の2-4 ······			68\pi105\pi2-4 \cdots		
損失補塡等	<u>契約</u> ······ <u>補</u>	<u>塡····································</u>	損失補てA	<u> </u>	<u>補てん</u> <u>補てん</u>

### 四十四 経過的取扱い

改	正	後		改	正	前
(経過的取扱い(1)…改正前の	)措置法等の適用がある場	<b>景</b> 合)_	(新 設)			
改正法令(現下の厳しい	経済状況及び雇用情勢は	対応して税制の整備を図る				
ための所得税法等の一部を	と改正する法律(平成 23	年法律第82号)、租税特別				
措置法施行令等の一部を引	文正する政令 (平成 23 年)	汝令第 199 号) 及び租税特別				
措置法施行規則等の一部を	と改正する省令 (平成 23 名	平財務省令第 35 号) をいう <u>。</u>				
以下同じ。) による改正的	前の措置法、措置法令及び	が措置法規則(改正法令の附				